

令和4年1月31日

4～6年生の保護者様

和歌山市立四箇郷小学校
校長 石神 和弘

学校における（児童本人が行う）抗原簡易キットを用いた検査の実施について

平素は、本校の教育活動に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

この度、抗原簡易キットを用いた検査の実施について和歌山市教育委員会より通知がありましたので、お知らせいたします。

本検査は、短時間の簡易な検査で感染の有無の早期確認ができるものであり、登校後に発熱等風邪の症状が見られ、保護者の方が迎えに来ることができないなど速やかな受診が困難な場合に限り、学校において**教員の立会いの下、児童本人が検査を行うもの**です。ただし、本検査は医療機関での受診に代わるものではありません。検査後には結果に関らず医療機関での受診をお願いします。

検査の概要は下記の通りですので、お読みいただき、お子様ともよく話し合っていた上で、検査実施を希望する場合は、2月4日までに別紙の同意書をご提出下さい。なお、本校で保管している抗原簡易キットは「エスプライン」です。実施（操作）方法については、（株）富士レビオのホームページに動画がありますので、そちらでご確認ください。（本校HPにリンクを貼っています）

記

【検査の実施対象となる者】

登校後に、新型コロナウイルス感染症の初期症状の可能性のある体調不良（咳・咽頭痛・発熱等）を生じた児童生徒で、直ちに医療機関の受診が困難な小学校4年生以上の児童

※ 症状については、他にも頭痛や関節痛、下痢等の症状やこれらの症状のうちのいずれかが見られる場合（複合的な症状ではない場合）も考えられます。ただし、無症状の場合は、本キットによる検査には適していません。

【検査実施方法】

- ・検査は鼻腔ぬぐい液採取で行います。
- ・鼻腔ぬぐい液採取とは、鼻から綿棒を2cm程度挿入し、5回転させ、5秒程度静置して検体を採取する方法で児童生徒本人が行います。

【検査実施のイメージ】

- ① 学校において、同意書により、検査実施への保護者の同意を確認する。
※ 保護者の同意が無い場合は、本人が希望しても検査を実施できません。体調不良が生じた際の検査を希望する場合には、あらかじめ同意書を提出してください。
- ② 体調不良を生じた児童生徒の申し出を受け、検査を実施する。
- ③-1 陽性だった場合
 - ・医療機関の医師が診療・診断を行い、患者と診断されれば当該医療機関から保健所に届出が出される。
 - ・患者であるとの診断を受けた児童生徒は、保健所からの療養や入院等の指示に従う。当該陽性判明者は帰宅し、医師による診断で感染性がないとされ、かつ症状が軽快するまで療養を行う。
- ③-2 陰性だった場合
 - ・偽陰性の可能性もあることから、帰宅の上、医療機関を受診するとともに、症状が快癒するまで自宅待機を行う。

【留意事項等】

- ・検査に係る費用はかかりません。ただし、検査を受けるために登校することのないようにしてください。
- ・当検査を行うことは医療行為に当たりますので、本校の教職員が児童に対し検査を行うことができません。ご理解いただけますようお願いいたします。